２　次に掲げる原動機に係る放出基準（改正後の別表第五に掲げるノルウェー海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二　この政令の施行の日から令和十二年二月二十八日までの間に船舶に設置される原動機（次に掲げるものを除く。）

イ　この政令の施行の日以後に建造契約がない船舶であって令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原動機

ロ　建造契約がない船舶であって令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原動機

三　前二号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

３　改正後の第十一条の十の表第一号（カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域に係る部分に限る。）の規定は、令和九年二月二十八日までの間は、適用しない。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十三号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「次条第三号」を「次条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報（同項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。次条第三号において同じ。）の提供を受けることができる者

四　児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報（同項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。次条第四号において同じ。）の提供を受けることができる者

第七条に次の三号を加える。

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。次条第六号において同じ。）の提供を受けることができる者

七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の二の三第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報（同項に規定する匿名障害福祉等関連情報をいう。次条第七号において同じ。）の提供を受けることができる者

八　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報（同項に規定する匿名指定難病関連情報をいう。次条第八号において同じ。）の提供を受けることができる者

第八条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　匿名小児慢性特定疾病関連情報

四　匿名障害児福祉等関連情報

第八条に次の三号を加える。

六　匿名感染症関連情報

七　匿名障害福祉等関連情報

八　匿名指定難病関連情報

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（連結して利用することができる状態にするための情報を提供する大臣）

第九条　法第三十一条第二項の政令で定める大臣は、内閣総理大臣とする。

附　則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十四号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ及び第四号イ中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗